

【ご意見・ご要望の解決について】

認定こども園 友愛社会館幼稚園では、日頃から、皆様のご期待に添えるよう、精一杯努力しているところでありますが、社会福祉法第 82 条の規定により、ご意見・ご要望の解決のための窓口を設けることに致しました。下記のとおりご意見・ご要望受付担当者、ご意見・ご要望解決責任者及び第三者委員を設置しましたのでお知らせいたします。

○ご意見・ご要望の解決窓口等

ご意見・ご要望受付担当者	主幹保育教諭 林田 美香・ 井島 由紀子
ご意見・ご要望解決責任者	園長 川内 美智代
第三者委員	熊江 雅子・里見 洋子

○ご意見・ご要望の範囲について

1. 児童の処遇内容に関する事項
2. 職員の対応に関する事項
3. 施設の運営管理に関する事項
4. ご意見・ご要望の対象にならないもの(本園では対応できないもの)
 - 保育料に関する事項
 - 国の最低基準など法令等に関する事項
 - その他、市の保育行政のあり方に関する事項など

○ご意見・ご要望の解決方法

受付	ご意見・ご要望は、ご意見・ご要望受付担当者である保育士が随時受け付けます。また、第三者委員に直接申し出ることできます。
受付の報告・確認	ご意見・ご要望受付担当者が受け付けた内容につきましては、ご意見・ご要望相談解決責任者及び第三者委員に報告します。ただし、ご意見・ご要望申出人が第三者委員への報告を拒否した場合はこれを除きます。
解決の為に話し合い	ご意見・ご要望解決責任者は、ご意見・ご要望申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。